

大法人の電子申告が義務化されます

平成 30 年度税制改正により、大法人が提出する平成 32（2020）年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAx）により提出しなければならないこととされました。その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の（1）及び（2）に掲げる内国法人をいいます。

- （1）事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- （2）相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

平成32（2020）年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

●大法人の電子申告義務化については、東京都主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）・eLTAx ホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

●国税も同様に大法人の電子申告が義務化されます。詳細については、e-Tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

